

Glow 渉外規約

発効 2013年5月23日

改正 2021年1月17日

前文

当サークルは、セクシュアルマイノリティ学生が学生生活を送る上で居場所になること、特に同じセクシュアリティの仲間と出会ったことのない学生に対して、仲間との出会いの場を提供することを目的とする。また、セクシュアルマイノリティに関する政治的な活動や社会的な活動など対外的な活動を当サークルは目的としない。

しかし、当サークルは、本規約およびサークルの規約（「GLOW 規約」）の範囲内で、サークルの存在や活動内容をより多くの人に知らしめることや、外部団体との交流を図ることが望ましいと考える。したがって、当サークルの目的を妨げずにサークル活動を継続させるため、当サークルは渉外活動に関する規約を設ける。

サークルの規約および目的から、取材、インタビューの協力、外部イベントへ参加する際に、「GLOW」の団体名義で、当サークルは原則参加しない。あくまでセクシュアルマイノリティの個人として協力、参加する形をとる。

渉外担当者は本規則に基づき、サークル員個人（もしくは、本サークル）と外部団体の仲介を行う。

第一部 取材・イベント案内を引き受ける条件

渉外担当者は下記の条件に基づき、依頼を引き受けるかどうか判断する。

第一条 個人の特定に繋がりがやすく、または、サークル員の写真の掲載が必要な、サークル員のプライバシーを侵害する取材・イベント案内は、これを引き受けない。（補足事項1を参照）

第二条 サークルまたはサークル員を攻撃することを目的とした取材・イベント案内は、これを引き受けない。（補足事項1を参照）

第三条 政治的な目的を持つ取材、または、政治活動を行う団体からの取材・イベント案内は、これを引き受けない。本規約で定める政治的な目的・活動とは、主に社会集団に対して改変を求めるため、意思表示や意見表明の行為（意見書の提出、学生運動、パレードの運営、など）を指すが、場合によりそれに準ずる行為（パレードの参加、施策への反映を前提とした意見徴収や取材、など）を含む。（補足事項2を参照）

第四条 宗教的な目的を持つ取材・イベント案内、または、宗教活動を行う団体からの取材・イベント案内は、これを引き受けない。

第五条 ポルノに関する取材・イベント案内は、これを引き受けない。

第六条 サークルの活動目的に反する取材・イベント、または、取材の目的が明確でないものは、これを引き受けない。（補足事項1を参照）

第七条 企業、就職関連の取材・イベント案内は、希望者のみを対象とし、サークル員一般に対しては、これを引き受けない。

第八条 特定のセクシュアリティを対象とした取材・イベントの案内は、これを引き受けない。ただし、学術的活動（講習会、勉強会など）もしくは研究活動（論文作成のためのインタビュー、アンケート調査など）は、この条項の対象外とする。（補足事項1を参照）

第九条 渉外担当者は、取材・イベント案内の依頼が、上記第一条～第八条に基づいた判断を行うことが難しいと思われる場合、幹事会†1に報告しなければならない。その上で、幹事会は、サークルの規約および本規約に従い、取材を引き受けるかどうかを決定しなければならない。幹事会のみでの判断が難しい場合には、中央会議†2もしくは臨時中央会議の議題として提出し、第十条の適用を行う。

第十条 幹事会は、当該取材・イベント案内の参加もしくは不参加を、中央会議もしくは臨時中央会議の議題として提出した場合、サークルのメーリングリストでそれを報告し、中央会議または臨時中央会議で正式に決定する。

第二部 サークル員への伝達と依頼

第十一条 渉外担当者は、必要に応じて、受諾した依頼をメーリングリスト、中央会議などでサークル員へ伝達と依頼する。また、対象が限定される依頼の場合、必要に応じてサーク

ル員個人に対して個別に連絡を行う。

第三部 その他

第十二条 サークル員が、サークルの活動とは関係なく個人として取材を引き受ける場合、当該サークル員が取材を受ける中で、サークル名を述べることもしくは本サークルの特定に繋がる発言が必要であるならば、幹事会と事前に相談をしなければならない。また、サークル員が、本サークルの代表もしくはそれに準じるものとして、取材やイベントに参加する場合、中央会議にて承認を得る必要がある。(補足事項3を参照)

第十三条 この規則の内容を、GLOWの公式サイトを通じ、外部に公開しなければならない。

第十四条 依頼者が本規約を未読と思われる依頼に関して、渉外はこれに対応しない。(補足事項4を参照)

第十五条 この規約の効力は、2022年1月の中央会議の日までとする。

「補足事項」

補足事項1 取材、インタビュー、アンケートを行う場合には、質問資料(インタビューの想定質問集、アンケート項目一覧など)とプライバシーポリシーについて記載の資料をご提供願います。これらに基づいて依頼を受諾することに問題がないか判断いたします。

補足事項2 依頼のご連絡をいただく際に、本第三条で定めた政治的目的や活動に抵触するか判断が難しい場合、その旨を添えてご連絡ください。また、学術論文作成を目的とした意見徴収や取材は、原則政治的活動と見なさない方針ですが、最終的な判断は質問資料や背景をもとに判断します。上記の補足事項1に従ってご連絡願います。

補足事項3 本前文の記載通り、サークルとして取材を受けるもしくはイベントに参加することは原則として行っておりません。取材を受ける、もしくはイベントに参加する場合、これはサークル員個人の意思によるもので、渉外担当者はその仲介を行います。例外的に、サークルとして取材を受ける、またはイベントに参加する必要がある場合、もしくは、サークル名を記載する必要がある場合、本第十二条の手順を踏む必要があり、最終的な回答までお時間を頂戴します。

補足事項 4 簡潔で構いませんので、取材、インタビュー、イベント案内の依頼のご連絡頂く際に、本規則に目を通した旨をご記載とご伝達願います。